

## 生活保護を受けている方へのお知らせ

### 10月より後発医薬品の使用が原則になりました

平成30年10月1日から、生活保護を受給されている方について、医師または歯科医師により、後発医薬品の使用が可能と判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることになります。

Q:これまでとどう変わるの？

A:これまで後発医薬品を使用するようお願いしていましたが、これからは、ご本人が希望するかどうかにかかわらず、在庫が無い場合や、後発医薬品の価格が先発医薬品の価格よりも高くなっている場合・同額である場合を除き、後発医薬品が調剤されることになります。

Q:もう先発医薬品は使えないの？

A:医師または歯科医師が、医学的に、先発医薬品の使用が必要だと判断した場合は、先発医薬品が調剤されます。後発医薬品の使用に不安がある場合は、病院・診療所か薬局で処方内容の相談をしましょう。

厚生労働省



豊明市社会福祉課生活保護係

連絡先：0562—92—1119

## 後発医薬品について

Q: どんなお薬なの？

A: 後発医薬品は、ジェネリック医薬品とも呼ばれ、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。

Q: 効き目や安全性は大丈夫？

A: 先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査し国が認めたものですので、安心して使うことができます。

Q: みんな使っているの？

A: 先発医薬品よりも低価格なため、医療の質を落とすことなく、医療費の削減につながります。

欧米では幅広く使われていて、日本でも行政や医療保険など国全体で普及促進に取り組んでいます。

Q: 生活保護では使われているの？

A: 普及促進の取り組みにより、現在では使用されている薬剤のおよそ7割が後発医薬品となっています。

さらに取り組みを進めるため、医師が専門的な判断に基づいて、後発医薬品の使用を認めている場合は、原則として、後発医薬品を使用いただくこととなりました。